

2 富山県土地利用基本計画

土地利用基本計画は、県土について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき国土利用計画を基本として策定しています。

この計画は、県の区域について、①都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域区分、②土地利用の調整等に関する事項を内容とし、土地取引の規制、開発行為の規制及び遊休土地に関する措置を実施するための基本となるものであり、個別規制法5法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

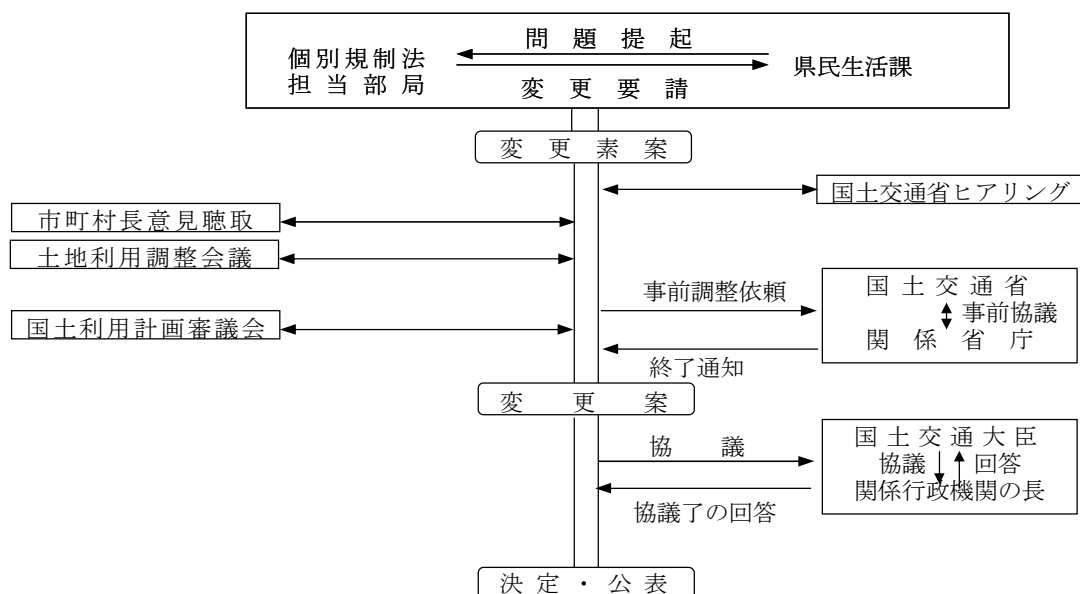
このため、個別規制法による地域・区域が、当該地域・区域に対応する基本計画の地域・区分とかい離しないよう運用するとともに、個別規制法による地域区分・区域を変更しようとする場合は、あらかじめ、計画の変更が必要です。

昭和49年12月の国土利用計画法の施行により、本県では、昭和50年2月に当初の土地利用基本計画が策定され、その後、国土利用計画（全国計画及び県計画）が策定されたことに伴い、昭和56年2月、平成5年3月、平成14年3月に土地利用基本計画を改定しました。直近では、平成25年3月に改定し、国土利用計画（全国計画）[第四次]や、県総合計画「新・元気とやま創造計画」等の策定に合わせた内容としました。

▼土地利用基本計画と個別規制法の地域区分対応表

基本計画上の地域区分	対応する個別規制法	細 区 分
都 市 地 域	都 市 計 画 法	市 街 化 区 域 市 街 化 調 整 区 域 用 途 地 域
農 業 地 域	農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 する 法 律	農 用 地 区 域
森 林 地 域	森 林 法	国 有 林 地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林 保 安 林
自 然 公 園 地 域	自 然 公 園 法	特 別 地 域 特 別 保 護 地 区
自 然 保 全 地 域	自 然 環 境 保 全 法	原生自然環境保全地域

▼土地利用基本計画の変更手続



▼ 5 地域区分の面積

区 分		面 積 (ha)	県土面積比 (%)
5 地 域	都 市 地 域	174,963	41.2
	農 業 地 域	152,193	35.8
	森 林 地 域	287,915	67.8
	自 然 公 園 地 域	125,847	29.6
	自 然 保 全 地 域	865	0.2
計		741,783	174.6
白 地 地 域		2,878	0.7
合 計		744,661	175.3
県 土 面 積		424,754	100.0

資料：県民生活課

- (注) 1 5 地域面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。(令和 7 年 3 月現在)
- 2 5 地域区分の面積合計は、重複地域が存在するため県土面積と一致しない。
- 3 県土面積は、令和 7 年 1 月現在の国土地理院公表の面積である。

▼ 5 地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

5 地域に直接的に関連する地域・区域のそれぞれ相互の複合または競合の関係を検討し、土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向を記載したもの。

	5 地 域 区 分	都 市 地 域			農 業 地 域		森 林 地 域		自 然 公 園 地 域		自 然 保 全 地 域		
5 地 域 区 分	細区分 細区分	用市の市街 街途化化調整 化区区域及 区域域域域 域											

【凡例】

- ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ←：相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- ：相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- ①：原則として、農用地としての利用を優先するものとする。ただし、土地利用の現況に留意し、農業上の利用との調整を図りながら、本基本計画等に基づく都市的利用については、認めるものとする。
- ②：都市内に残されている樹木や森林について、緑地としての保全に最大限努めながら、都市的な利用を図るものとする。
- ③：森林としての利用の現況に留意し、森林としての利用との調整を図りながら、本基本計画等に基づく都市的利用については、認めるものとする。
- ④：原則として農用地としての利用を優先するものとする。ただし、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ⑤：森林としての利用を優先するものとする。ただし、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑥：自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る。

3 都市計画

(1) 都市計画の概要

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことです。

土地利用に関する都市計画としては、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、促進区域等があり、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、開発・建築行為に適切な規制・誘導を行い、良好な市街地形成を図ります。

都市施設とは、機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な道路・公園・下水道等の施設であり、都市計画では、これら都市施設のうち必要なものを定めます。

また、市街地開発事業については、既成市街地や今後市街化を図る区域において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、基幹的施設を一体的に整備し、計画的かつ良好な市街地の形成を図ります。

令和7年3月31日現在本県においては、14都市計画区域を指定しており、うち富山高岡広域都市計画区域で市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(いわゆる線引き)を定めています。

▼都市計画区域の指定状況

令和7年3月31日現在 (単位: ha)

区 分	面 積				備 考
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	
富山高岡広域都市計画区域	48,059	13,804.6	34,254.4	13,804.6	3市
その他の都市計画区域(13区域)	125,354	—	—	6,687.7	14市町村
計 (14区域)	173,413	13,804.6	34,254.4	20,492.3	15市町村*

*富山市、高岡市にはそれぞれ2の区域あり

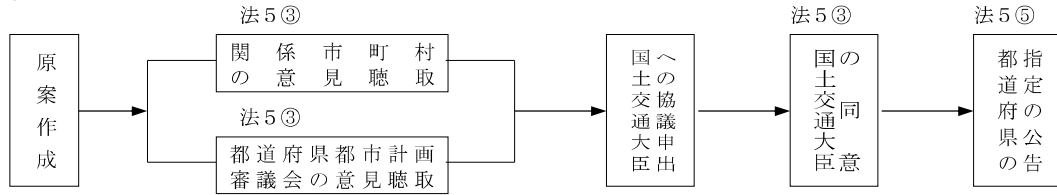
資料: 都市計画課

都市計画区域

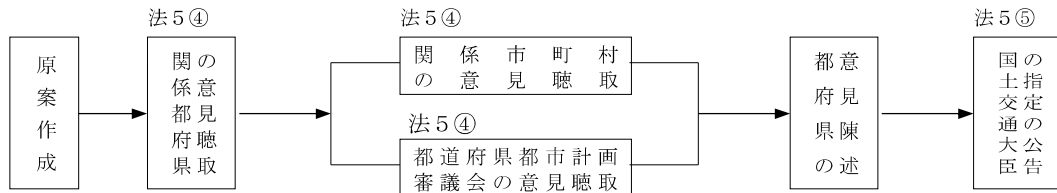


▼都市計画区域指定の手の続の流れ

(i) 都道府県知事指定の場合



(ii) 国土交通大臣指定（二以上の都府県にわたる場合）の場合



(2) 用途地域の制限内容(用途地域内の建築物の用途制限)

用途地域内の建築物の用途制限		住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第三種中高層住居専用地域	準住居地域	池田地域	田園地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
○：建てられる用途 空欄：建てられない用途 (①、②、③、④、▲：面積、階数等の規制あり)																
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で非住宅の床面積50㎡以下、建築物延面積2分の1未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※非住宅部分の制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	■	○	○	○	○	○	④
	150㎡を越え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	500㎡を越え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	3,000㎡を越え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	○	○	④
事務所等	床面積が150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	150㎡を越え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	500㎡を越え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：2階以下
	1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3,000㎡を越えるもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下
遊戯施設等	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	○	▲	▲	▲：10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券、車券発売所等						▲	▲		○	○	○	○	▲		▲：10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲			○	○	○			▲：客席200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等											○	▲			▲：個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	▲：600㎡以下
	自動車教習所				▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲：300㎡以下かつ2階以下
	建築物附属自動車車庫（①②③は、建築物延面積2分の1以下、備考）	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	①：600㎡以下かつ1階以下 ②：3,000㎡以下かつ2階以下 ③：2階以下
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を越えるもの）					▲	○	○	■	○	○	○	○	○	○	▲：3,000㎡以下 ■：農産物の生産資材を貯蔵するものに限り
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	※作業場の制限あり ▲：2階以下
	危険性や環境を悪化させる恐れが	非常に少ない工場				①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	※作業場の制限あり ▲：2階以下
		少ない工場								②	②	○	○	○	○	作業場の床面積 ①：50㎡以下 ②：150㎡以下
		やや多い工場										○	○	○	○	■：農産物の生産等に限り
	危険性が大きく著しく環境を悪化させる工場													○	○	
	自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	作業場の床面積 ①：50㎡以下 ②：150㎡以下 ③：300㎡以下 ※作業場の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	①：1,500㎡以下かつ2階以下 ②：3,000㎡以下
		量が少ない施設										○	○	○	○	
		量がやや多い施設											○	○	○	
		量が多い施設												○	○	

※本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。詳細は建築基準法を参照下さい。

(3) 都市計画区域の状況(用途地域指定区分別面積)

都市計画区域名	市町村	最終区域指定年月日	都市計画区域	市街化区域	用				
					第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域
富山高岡広域	富山市	昭63. 9. 27	23,029	7,363.9	1,248.1	0.0	1,238.8	542.3	1,589.5
	高岡市	昭63. 9. 27	15,072	3,731.8	202.9	0.0	958.7	47.8	1,058.2
	射水市	昭63. 9. 27	9,958	2,708.9	127.7	0.0	480.9	36.0	604.1
小計			48,059	13,804.6	1,578.7	0.0	2,678.4	626.1	3,251.8
富山南	富山市	平28. 7. 1	13,007		60.6	0.0	278.7	33.7	295.3
福岡	高岡市	昭62.10.31	2,792		16.3	0.0	69.7	5.6	75.5
魚津	魚津市	平25. 3. 25	4,440		0.0	0.0	52.9	37.0	141.6
氷見	氷見市	昭29. 4. 1	23,054		48.4	0.0	113.0	0.0	276.8
滑川	滑川市	平 4. 6. 19	4,601		0.0	0.0	116.4	32.0	189.8
黒部	黒部市	平25. 3. 25	11,595		0.0	0.0	80.8	7.0	195.7
砺波	砺波市	平25. 3. 25	12,703		9.2	0.0	55.9	32.8	125.8
小矢部	小矢部市	平25. 3. 25	13,407		0.0	0.0	111.9	58.3	113.8
南砺	南砺市	平25. 3. 25	16,842		52.4	0.0	144.7	0.0	293.7
上市	上市町	平 4. 6. 19	4,431		0.0	0.0	36.0	0.0	164.4
立山舟橋	立山町	昭63. 9. 27	6,496		8.4	0.0	62.0	0.0	80.0
	舟橋村	昭63. 9. 27	347		—	—	—	—	—
入善	入善町	平 7. 7. 7	6,186		15.0	0.0	48.7	0.0	76.8
朝日	朝日町	昭60. 4. 2	5,453		0.0	0.0	35.9	0.0	88.6
非線引都市計			125,354	0.0	210.3	0.0	1,206.6	206.4	2,117.8
合計			173,413	13,804.6	1789.0	0.0	3,885.0	832.5	5,369.6

令和7年3月31日現在（単位：ha）

途 地 域									市 街 化 調 整 区 域
第 2 種 住居地域	準住居 地 域	田園住居 地 域	近隣商業 地 域	商業地域	準 工 業 地 域	工業地域	工業専用 地 域	計	
0.0	28.2	0.0	336.7	348.3	1,098.5	561.3	372.2	7,363.9	15,665.1
15.8	31.6	0.0	144.0	179.3	357.7	714.2	21.6	3,731.8	11,340.2
16.3	27.8	0.0	114.2	29.7	525.7	289.0	457.5	2,708.9	7,249.1
32.1	87.6	0.0	594.9	557.3	1981.9	1,564.5	851.3	13,804.6	34,254.4
14.2	0.0	0.0	37.1	21.4	108.7	102.6	190.0	1,142.3	
5.0	0.0	0.0	19.4	0.0	41.6	20.0	0.0	253.1	
10.9	0.0	0.0	55.0	32.1	62.6	46.0	0.0	438.1	
0.0	13.8	0.0	29.8	38.0	53.0	62.0	45.0	679.8	
64.5	27.0	0.0	37.3	23.0	61.3	39.5	80.0	670.8	
15.7	10.3	0.0	53.7	21.0	42.8	112.0	84.0	623.0	
70.0	42.4	0.0	46.3	7.5	168.6	18.3	0.0	576.8	
37.8	2.2	0.0	39.9	23.0	91.8	9.0	22.3	510.0	
42.5	22.2	0.0	86.8	12.2	54.1	38.4	13.0	760.0	
2.5	7.8	0.0	16.3	16.0	56.8	46.3	0.0	346.1	
23.0	0.0	0.0	9.4	8.5	12.0	38.0	0.0	241.3	
—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	
0.0	0.0	0.0	18.0	8.5	16.5	51.0	0.0	234.5	
0.0	20.3	0.0	18.9	11.0	20.5	16.7	0.0	211.9	
286.1	146.0	0.0	467.9	222.2	790.3	599.8	434.3	6,687.7	
318.2	233.6	0.0	1062.8	779.5	2,772.2	2164.3	1,285.6	2,0492.3	34,254.4

資料：都市計画課

4 農業振興地域整備計画

(1) 農業振興地域整備計画の概要

農業地域の土地利用計画には、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画があります。

この計画は農業以外の土地利用計画との調整に留意しながら、優良な農用地を保全し、農業生産基盤の整備開発等を図ることを目的としています。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の指定を受けた市町村が知事の同意を受けて策定する計画であり、その計画体系は別表のとおりです。

農用地区域内において開発行為を行う場合は、一定の場所を除き知事又は農林水産大臣が指定する市町村の長の許可が必要であり、特に農用地区域内の農地等はその転用が厳しく制限されています。

開発行為の制限措置の主なものは、①宅地の造成（築造面積90㎡以上）、②農用地間の用途の変更（30a以上）等があります。

令和5年12月31日現在（単位：ha）

▼農業振興地域の指定状況

農業振興 地域総面積	農用地区域 総面積	農用地区域の現況地目別内訳						備考
		農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	混牧林地以外 の山林原野	その他	
148,265.1	56,555.4	55,336.8	397.4	150.0	125.6	544.9	0.7	

資料：農業経営課

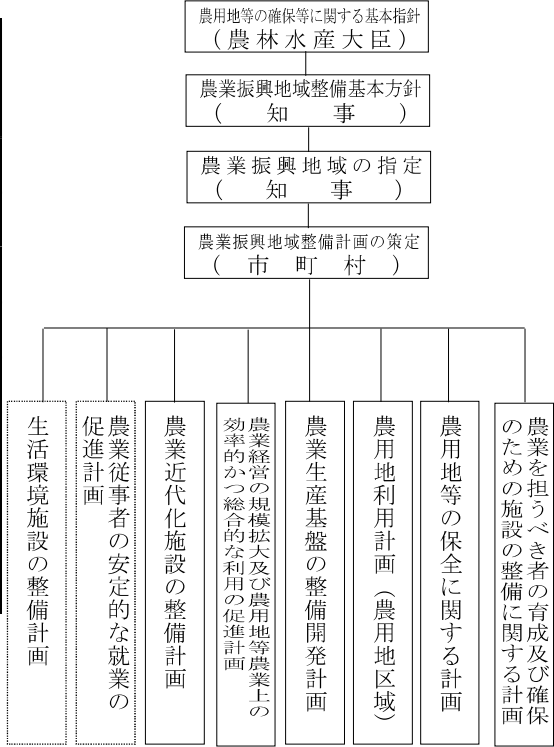
▼農業振興地域整備計画の策定状況

令和7年3月31日まで

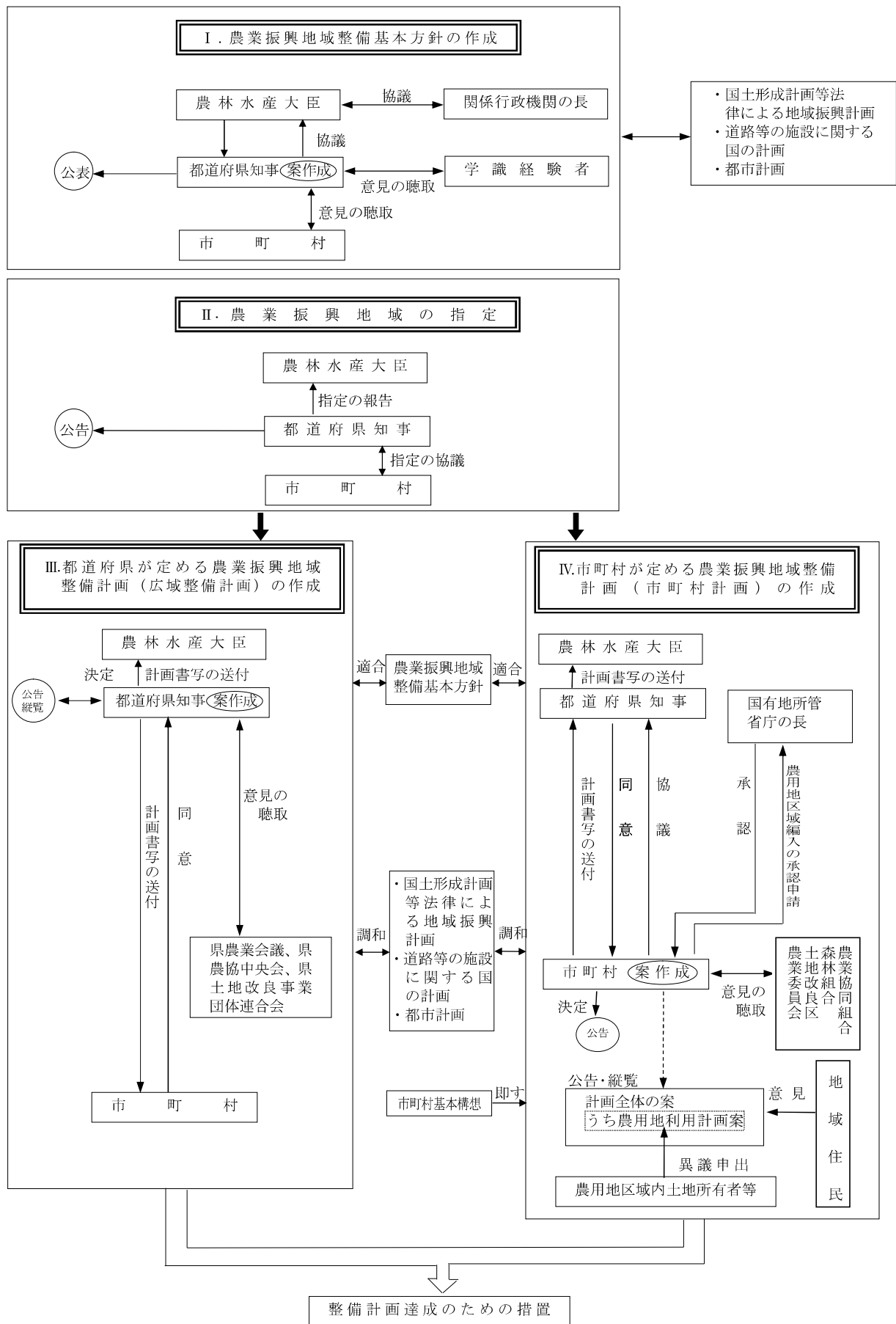
市町村名	農振 計画	特別 管理	農・農等 (新農)	全体見直し	市町村名	農振 計画	特別 管理	農・農等 (新農)	全体見直し
富山市	H17.11			R2.2	小矢部市	S48.12	S58.11	H5.4	R5.3
高岡市	H18.7			H23.4	南砺市	H17.7			R6.1
射水市	H18.9				舟橋村	S49.3		H1.8	H15.7
魚津市	S49.1		H7.2	H26.5	上市町	S47.2	S51.3	H3.10	H30.3
氷見市	S49.2	S59.12		H21.9	立山町	S49.1		S63.9	R2.7
滑川市	S49.5		S61.10	H30.8	入善町	S47.2	S50.11	H7.5	H21.7
黒部市	H19.6				朝日町	S48.11		S60.9	H15.8
砺波市	H17.6				計	(15)	(4)	(8)	(12)

(注) 数字は計画の認可（平成12年4月以降は同意）年月 資料：農業経営課

▼農業振興地域整備計画体系



(2) 農振制度の手続き



(3) 農業振興地域整備計画の状況(区域区分及び地域・区域内土地利用状況)

農業 振興 地域 整備 計画名	市町村	農業振興地域									
		地域指定 (当初) 年月日	総面積	農 用 地					混牧林地	農業用 施設用地	混牧林地 以外の 山林原野
				田	畑	樹園地	採 草 放牧地	計			
富山	富山市	H17.9.2	35,104.7	12,364.0	400.7	204.0	147.0	13,115.7	50.0	34.6	9,515.0
高岡	高岡市	H18.4.21	10,589.5	5,120.0	120.9	14.0	9.4	5,264.3	0.0	11.6	1,474.8
射水	射水市	H18.7.7	6,466.4	3,610.1	166.0	30.0	0.0	3,806.1	0.0	13.2	102.4
魚津	魚津市	S47.3.28	4,808.0	1,756.7	86.3	65.0	2.0	1,910.0	0.0	24.9	669.3
氷見	氷見市	S48.3.22	22,086.0	3,247.1	361.7	66.0	0.0	3,674.8	0.0	0.5	13,410.3
滑川	滑川市	S48.3.22	4,850.0	2,270.3	18.3	21.0	0.0	2,309.6	0.0	0.0	703.4
黒部	黒部市	H19.3.29	6,421.3	2,894.3	42.7	10.0	83.0	3,030.0	0.0	10.7	1,053.9
砺波	砺波市	H17.3.30	8,445.9	4,826.7	80.8	11.0	0.0	4,918.5	0.0	11.6	936.5
小矢部	小矢部市	S46.1.5	11,209.7	3,231.2	89.6	10.0	80.0	3,410.8	0.0	5.1	4,364.6
南砺	南砺市	H17.3.30	18,351.6	7,060.1	373.0	138.0	86.0	7,657.1	0.0	52.9	5,919.2
舟橋	舟橋村	S48.9.27	347.0	171.9	0.0	0.0	0.0	171.9	0.0	0.5	0.0
上市	上市町	S45.3.31	3,987.0	1,793.4	71.9	0.0	8.0	1,873.3	0.0	0.0	1,691.5
立山	立山町	S47.3.28	6,804.0	3,410.5	48.0	2.4	0.0	3,460.9	100.0	4.0	905.6
入善	入善町	S46.1.5	5,898.0	3,942.8	15.7	0.0	0.0	3,958.5	0.0	3.4	267.8
朝日	朝日町	S47.3.28	2,896.0	1,421.7	0.0	0.0	0.0	1,421.7	0.0	5.7	484.2
県計			148,265.1	57,120.8	1,875.6	571.4	415.4	59,983.2	150.0	178.7	41,498.5

◎上記の面積は、農地法第12条第1項(第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公告した農業振興整備計画の面積等として、令和3年12月31日時点の面積を記載しています。

令和5年12月31日現在(単位:ha)

	農用地区域										
その他	計画策定 年月日 (知事認可)	総面積	農 用 地					混牧林地	農業用 施設用地	混牧林地 以外の 山林原野	その他
			田	畑	樹園地	採 草 放牧地	計				
12,389.4	H17.11.30	12,071.1	11,141.1	315.6	201.0	147.0	11,804.7	50.0	13.3	203.1	0.0
3,838.8	H18.7.12	4,592.2	4,429.9	71.2	10.0	9.4	4,520.5	0.0	10.6	61.1	0.0
2,544.7	H18.9.26	3,342.4	3,194.8	110.2	30.0	0.0	3,335.0	0.0	5.0	2.4	0.0
2,203.8	S49.1.26	1,866.5	1,662.9	75.7	65.0	2.0	1,805.6	0.0	24.9	36.0	0.0
5,000.4	S49.2.1	3,776.2	3,240.0	348.0	44.0	0.0	3,632.0	0.0	0.5	143.6	0.1
1,837.0	S49.5.20	2,275.1	2,229.5	18.3	21.0	0.0	2,268.8	0.0	0.0	6.3	0.0
2,326.7	H19.6.18	2,877.7	2,744.6	26.7	10.0	83.0	2,864.3	0.0	10.7	2.7	0.0
2,579.3	H17.6.15	4,539.1	4,461.2	59.3	9.1	0.0	4,529.6	0.0	1.6	7.9	0.0
3,429.2	S48.12.10	3,433.4	3,212.9	89.6	10.0	80.0	3,392.5	0.0	5.1	35.8	0.0
4,722.4	H17.7.12	7,561.7	6,972.7	305.4	127.0	68.0	7,473.1	0.0	44.4	43.8	0.4
174.6	S49.3.30	161.3	160.8	0.0	0.0	0.0	160.8	0.0	0.5	0.0	0.0
422.2	S47.2.25	1,668.1	1,586.3	71.9	0.0	8.0	1,666.2	0.0	0.0	1.9	0.0
2,333.5	S49.1.26	3,153.5	3,039.1	7.6	2.4	0.0	3,049.1	100.0	4.0	0.2	0.2
1,668.3	S47.2.25	3,898.7	3,897.2	0.0	0.0	0.0	3,897.2	0.0	1.4	0.1	0.0
984.4	S48.11.15	1,338.4	1,334.8	0.0	0.0	0.0	1,334.8	0.0	3.6	0.0	0.0
46,454.7		56,555.4	53,307.8	1,499.5	529.5	397.4	55,734.2	150.0	125.6	544.9	0.7

資料：農業経営課

5 森 林 計 画

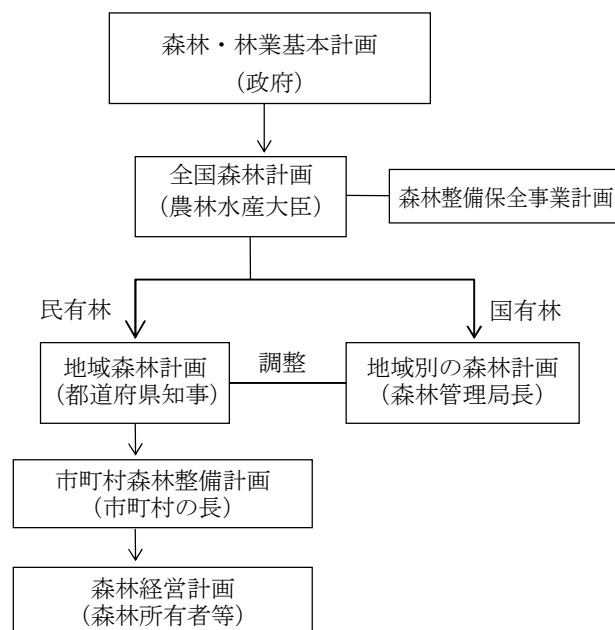
(1) 森林計画の概要

森林地域における法制度には、森林法に基づく森林計画制度、保安林制度、林地開発許可制度等があります。

森林計画制度は、別に示す体系図のとおり、政府及び農林水産大臣、都道府県知事、市町村の長、森林管理局長等が計画を策定するものです。これらの計画は、伐採・造林等の森林施業及び林道・治山施設等の基盤整備に関する計画量、標準的な森林施業の方法等の適切な森林整備を行うための指針となるものです。

保安林制度や林地開発許可制度は、森林地域の立木の伐採や土地の形質変更について規制するものであり、森林の持つ公益的機能の保全と、適正な森林の利用を図ることを目的としています。保安林に指定された森林では、伐採や土地の形質変更には都道府県知事の許可が必要となり、開発や転用が制限されます。また、保安林以外の森林であっても、一定規模以上の開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

▼森林計画制度の体系



▼森林計画の状況

令和6年3月31日現在（単位：ha）

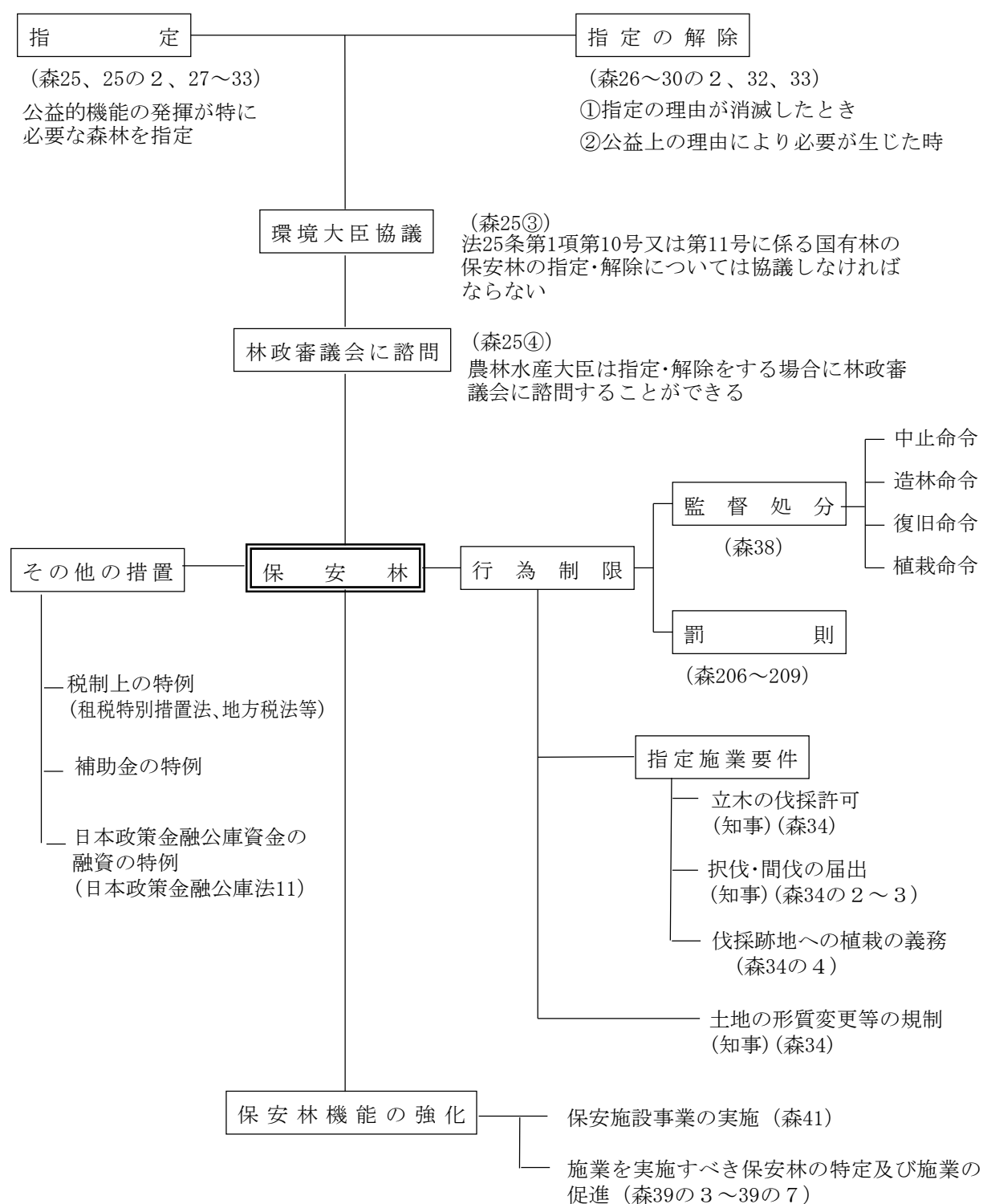
森 林 面 積	地域森林計画対象民有林			国 有 林		計画対象 外民有林
	公 有 林	私 有 林	民有林の内保安林	国 有 林	国有林の内保安林	
285, 319	30, 112	150, 021	92, 746	105, 186	104, 364	1

資料：森林政策課

▼森林計画区分図



(2) 保安林制度の体系図



(注) () は、根拠法及び規定条文である。

森は森林法の略号である。

(3) 地域森林計画の状況（対象森林区分・所有(管)区分等別面積）

区分 市町村	森林面積	地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林 面 積				
		計	公 有 林			
			小 計	県 有 林	市町村有林	財産区有林
富 山 市	86,329	58,128	13,721	9,725	3,996	0
高 岡 市	6,690	6,663	191	95	96	0
魚 津 市	14,655	10,230	522	431	91	0
氷 見 市	13,488	13,422	293	232	61	0
滑 川 市	704	701	11	1	10	0
黒 部 市	36,048	8,974	4,376	37	949	3,390
砺 波 市	3,470	3,461	161	115	46	0
小 矢 部 市	5,910	5,882	108	38	71	0
南 砺 市	52,589	43,765	8,287	1,853	6,434	0
射 水 市	1,190	1,180	59	53	5	0
市 計	221,073	152,406	27,729	12,580	11,759	3,390
舟 橋 村	0	0	0	0	0	0
上 市 町	19,518	11,986	1,286	730	171	384
立 山 町	23,869	7,469	315	209	106	0
入 善 町	945	914	28	0	28	0
朝 日 町	19,914	7,357	754	542	46	166
町村計	64,246	27,726	2,383	1,481	351	550
合 計	285,319	180,132	30,112	14,061	12,111	3,940

(注) 1 私有林は、機構・公社造林・私有林の合計値である。

2 個々のデータは、小数点以下を四捨五入しており、必ずしも計と一致しない。

令和6年3月31日現在(単位:ha)

私有林	民有林の 保安林 (内 数)	国 有 林			国有林の内 保安林 (内 数)	地域森林計画 対象外民有林
		計	林野庁所管	その他		
44,408	35,355	28,200	28,020	180	27,932	1
6,472	953	27	0	27	0	0
9,708	4,948	4,425	4,353	72	4,343	0
13,128	1,011	66	0	66	7	0
689	75	3	0	3	0	0
4,598	5,886	27,074	26,783	291	26,101	0
3,300	408	10	0	10	0	0
5,774	747	28	0	28	0	0
35,478	27,800	8,824	8,718	106	8,917	0
1,121	16	10	0	10	0	0
124,677	77,199	68,667	67,875	792	67,300	1
0	0	0	0	0	0	0
10,701	6,156	7,532	7,416	116	7,334	0
7,154	4,085	16,401	16,385	16	16,576	0
886	575	31	22	9	22	0
6,604	4,731	12,556	12,525	31	13,132	0
25,344	15,547	36,520	36,348	171	37,064	0
150,021	92,746	105,186	104,223	963	104,364	1

資料：森林政策課

森林は舟橋村以外の各市町に存在し、国有林は主に東部の県境に位置し、民有林は県内一円に位置する。
本県は、地形が急峻で多雨多雪地帯であるため、公益上重要な森林が多く、県内の森林の69%、197千haが保安林に指定されており、保安林率は全国1位である。

6 自然公園

(1) 公園計画の概要

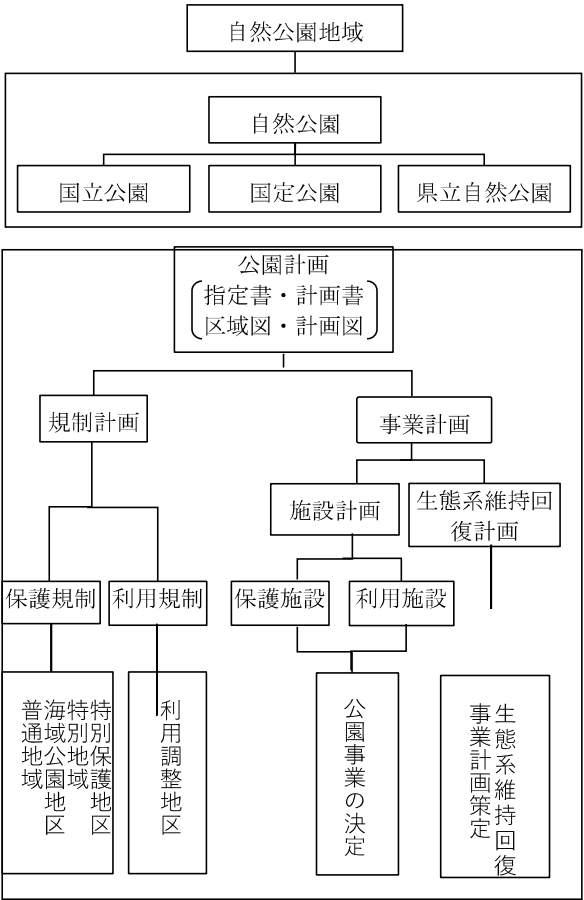
自然公園地域の土地利用計画は、自然公園法に基づき定められています。

自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種があります。自然公園として指定された自然の風景地は、できる限り自然のままの姿で、これを保護するとともに、国民の保健・休養等の増進を図るための利用に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

自然公園の管理の基本となる公園計画は、前途の目的から、大きく規制計画と事業計画の2つに分けられます。規制計画はさらに保護規制（一定の公用制限に基づく、特別地域、特別保護地区及び普通地域等の区域区分を定めたもの）と利用規制に、事業計画はさらに施設計画と生態系維持回復計画（生態系本来の姿を維持又は早期に回復を図るための計画）とに分かれます。

また、自然公園内での各種行為は、許可や届出が必要となる場合があります。

▼ 自然公園の体系



(2) 自然公園の指定状況

令和7年3月31日現在(単位:ha)

公 園	指定年月日	公園面積	特 別 地 域				普通地域
			特別保護地区	1 種	2 種	3 種	
国 立 公 園		79,173	32,732	18,502	17,756	7,589	2,594
中部山岳	昭9.12.4指定 平18.1.19変更	76,431	32,594	18,502	16,733	6,008	2,594
白 山	昭37.11.12指定 平24.5.7変更	2,742	138	—	1,023	1,581	—
国定公園能登半島	昭43.5.1指定 平7.12.11変更	1,005	1	82	538	343	41
県立自然公園		45,376	—	8,693	6,170	20,855	9,658
朝 日	昭48.3.13指定 平7.12.11変更	9,623	—	3,968	—	5,387	268
有 峰	昭48.3.13指定 平5.6.18変更	11,600	—	2,745	3,700	5,155	—
五 箇 山	昭48.3.13指定 平7.12.11変更	3,856	—	—	281	2,994	581
白木水無	昭49.3.30指定 平5.6.18変更	11,554	—	1,730	2,113	2,630	5,081
医 王 山	昭50.2.22指定 平7.12.11変更	2,943	—	225	76	1,247	1,395
僧ヶ岳	平23.9.8指定	5,800	—	25	—	3,442	2,333
計		125,554	32,733	27,277	24,464	28,787	12,293

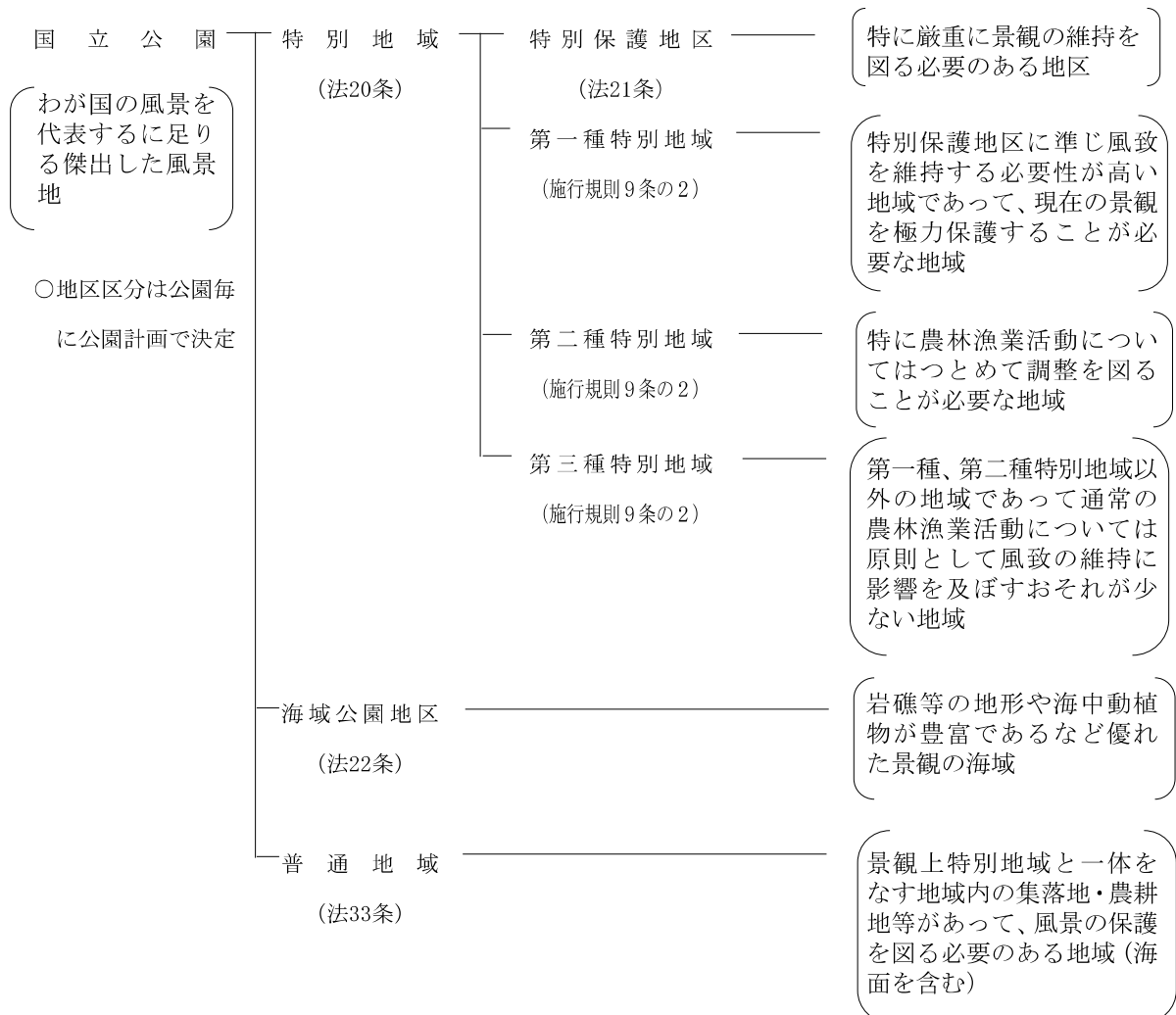
資料：自然保護課

(3) 自然公園の指定手続

	指 定 要 件	手 続	指定の状況 (令和7年3月31日時点)
国 立 公 園	我が国を代表する傑出した自然の風景地 (面積要件) 約30,000ha以上 ただし海岸を主とする公園では約10,000ha以上	①環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聞いて指定(法5条1項) ②官報で公示(法5条3項) 指定前に関係行政機関に協議が必要(法67条1項)	全国で 35公園
国 定 公 園	国立公園に準ずる優れた風景地 (面積要件) 約10,000ha以上 ただし海岸を主とする公園では約3,000ha以上	①都道府県の申出により環境大臣が中央環境審議会の意見を聞いて指定(法5条2項) ②官報で公示(法5条3項) 指定前に関係行政機関に協議が必要(法67条1項)	全国で 57公園
都 道 府 県 立 自 然 公 園	都道府県の自然を代表するような優れた自然の風景地 (面積要件) なし	①都道府県が都道府県の審議会の意見を聞いて指定(法72条に基づく条例) ②広報で公示(都道府県の条例) 指定前に国の関係地方行政機関と協議が必要(法79条1項)	全国で 311公園

(注) 法・・・自然公園法

▼ 国立・国定公園内の地域区分



(4) 自然公園地種区分の状況(市町村別指定面積)

区分 市町村	自 然 公 園 計	国 立 公 園			
		計	特別保護地区	特 別 地 域	普 通 地 域
富 山 市	14,425(40,691)	(40,691)	(21,517)	(19,174)	
高 岡 市	682				
魚 津 市	5,065	2,502		1,410	1,092
氷 見 市	323				
滑 川 市					
黒 部 市	27,231	23,994	8,262	15,732	
砺 波 市					
小 矢 部 市					
南 砺 市	18,270	2,742	138	2,604	
射 水 市					
舟 橋 村					
上 市 町	5,434	5,434	1,304	2,628	1,502
立 山 町	(40,691)	(40,691)	(21,517)	(19,174)	
入 善 町					
朝 日 町	13,433	3,810	1,511	2,299	
合 計	125,554	79,173	32,732	43,847	2,594

(注) () 内は、富山市と立山町との境界未定のため、合計数値である。

令和7年3月31日現在(単位:ha)

国 定 公 園				県 立 自 然 公 園		
計	特別保護地区	特別地域	普通地域	計	特別地域	普通地域
				14,425	13,441	984
682	—	671	11			
				2,563	1,361	1,202
323	1	292	30			
				3,237	2,106	1,131
				15,528	9,455	6,073
				9,623	9,355	268
1,005	1	963	41	45,376	35,718	9,658

資料：自然保護課

7 自然環境保全計画

(1) 自然環境保全計画の概要

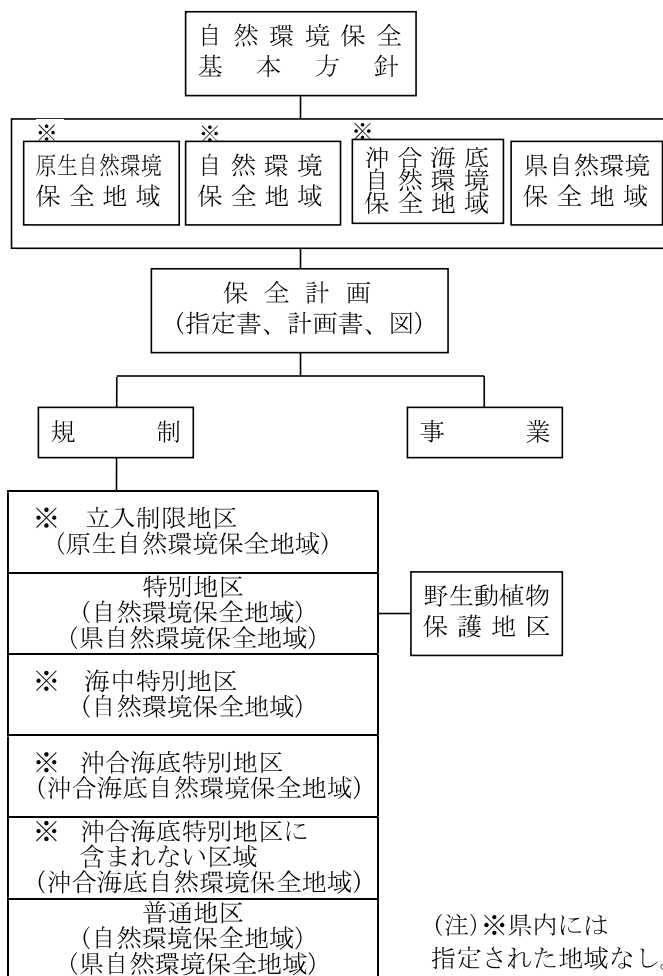
自然環境保全地域は、自然公園区域以外のすぐれた自然環境を維持している地域であり、自然環境保全法や都道府県が定める条例に基づき、指定されている地域です。

自然環境保全地域には、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域の4種があります。これらは、良好な自然環境を形成しており、将来にわたってそのすぐれた自然環境を保全していくべき地域として指定されているもので、その地域ごとの保全計画により、地域の特質に応じて特別地区等の設定や規制に関する事項が定められております。また、地域内での各種行為は、大臣または知事の許可または届出が必要となる場合があります。

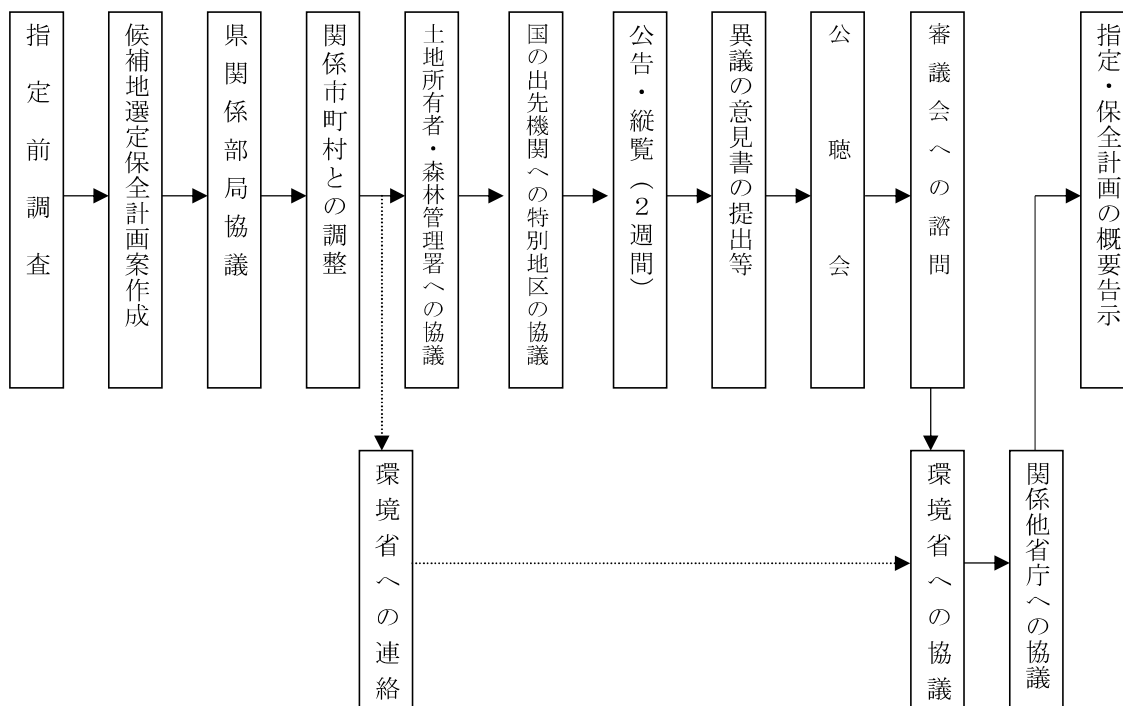
富山県においては、自然環境保全法により指定された地域はありませんが、同法の趣旨に基づき、制定された富山県自然環境保全条例により、すぐれた自然環境を有する地域を富山県自然環境保全地域に指定し、保全を図っているところです。

この地域は、県民の保健休養の場や自然研究の場として利用するため、自然を損なう恐れのある行為を条例で禁止するとともに、保護のための施設を整備しています。

▼ 自然環境保全地域に関する保全計画体系



(2) 県自然環境保全地域の指定手続の流れ



(3) 県自然環境保全地域の指定状況

令和7年3月31日現在(単位:ha)

名称	場所	面積	指定年月日	特 別 地 区 指定年月日	野生動植物 保 護 地 区 指定年月日	主な保全対象
沢杉自然環境 保全地域	下新川郡入善町 吉原	2.67 (2.67)	昭48.10.20	昭51.12.25		黒部川末端扇状地の伏流水と サワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉 自然環境保全 地域	南砺市大鋸屋	315.70	昭48.10.20			山地帯における池沼湿原のミ ズバショウ及びブナ、ミズナ ラの天然林
愛本自然環境 保全地域	黒部市宇奈月町 中ノ口	11.78 (1.89)	昭51. 6. 1	昭51.12.25		黒部川扇頂部の地形とウラジ ロガシ林
東福寺自然環 境保全地域	滑川市東福寺	71.55	昭51. 6. 1			河岸段丘等の地形と安山岩で 形成された節理の露頭
神通峡自然環 境保全地域	富山市片掛、寺 津、庵谷	152.68 (45.04)	昭51. 6. 1	昭51.12.25		神通川のV字峡谷とウラジロ ガシ、アカシデ林
深谷自然環境 保全地域	富山市八尾町深 谷	8.48 (1.75) <1.75>	昭53. 7.11	昭53.12.14	昭53.12.14	オオミズゴケ、モウセンゴケ 等の湿性植物の群生地とハッ チョウトンボの生息地
山の神自然環 境保全地域	南砺市利賀村阿 別当	12.50 (12.50)	昭54. 8. 7	昭55. 1. 5		ブナ、ミズナラの天然林
池の尻自然環 境保全地域	魚津市二ヶ	1.36 (1.36)	昭56. 1.17	昭56. 2.12		県内最大のミズバショウの純 群落とモリアオガエル、クロ サンショウウオの繁殖地
日尾御前自然 環境保全地域	富山市八尾町内 名	34.94 (34.94)	昭56.11.26	昭56.11.26		安山岩質凝灰岩の特異な地形 とすぐれた天然林
常楽寺自然環 境保全地域	富山市婦中町千 里	10.99 (0.70)	昭61. 7. 9	昭61.10.17		低山丘陵地帯にあるウラジロ ガシの天然林
谷内谷自然環 境保全地域	南砺市利賀村百 瀬川	1.13 (0.19) <0.19>	昭61. 7. 9	昭61.10.17	昭61.10.17	低山帯におけるオオミズゴケ を中心とする湿性植物の群生 地
計	11地区	623.78 (101.04) <1.94>				

注 ()内は特別地区面積、<>内は野生動植物保護地区面積

資料：自然保護課

▼ 県自然環境保全地域の位置

